

畜産農家の皆様へ

河川堤防の刈草を 活用しませんか

《河川堤防の刈草を家畜の飼料に》



農林水産省

 国土交通省

河川堤防の刈草とは

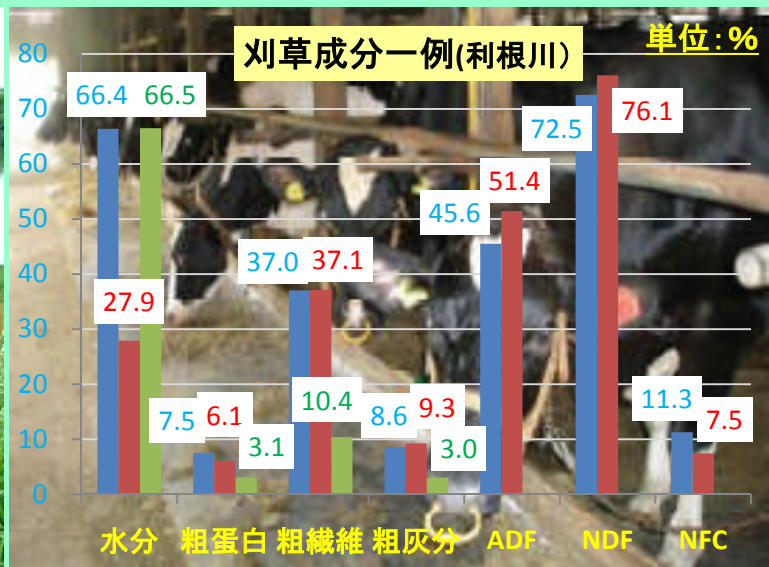
国土交通省が管理する全国の一級河川では、堤防の保全や異常の早期発見等を目的として、定期的に除草を行っています。



- 除草は年2回、概ね5月～6月、9月～10月頃に実施しています(北海道等は年1回)。
- 刈草は「刈ったそのままのもの」や「ロール化したもの」等があります。

河川堤防の刈草は**天然資源**です。

- 堤防の草類は主に芝ですが、トールフェスク、オーチャードグラス、ハルガヤ、チガヤ、ススキ等の牧草も含まれ、飼料として活用することが可能です。(河川堤防では農薬・化学肥料の散布は行っていません。) ※1、※2
- ゴミ等の混入を減らすため、除草前に目視での除去を行っています。



※1: 堤防管理のため芝を植えますが、年数を経るとともに様々な草が混入します。

※2: 栄養成分は地域により異なり、これら以外の種類の草が主となる場合があります。

また、毒草かどうかお分かりにならない場合は、お近くの畜産関係機関や団体へご相談下さい。(P4のQ&A参照)

※3: 刈草成分一例(グラフ)は、あくまで参考データであり、各河川において刈草の成分は異なります。

利用にあたっての 注意事項

- 提供する刈草の状態(集草の有無やロール化の有無等)は各河川で異なります。
- ゴミ等混入を減らすため、除草前に目視での除去を行っていますが、取り切れないゴミ等が若干混入している場合があります。
- 河川堤防には、いろいろな種類の草が混在していますので、利用される方で用途に適合しているかご判断下さい。
刈草を家畜等へ給与される場合は、ご自身で判断の上、責任をもって給与をお願いします。
- 提供を受けた刈草は、取得した刈草の全量について責任をもって使用して下さい(投棄等しないで下さい)。
- 詳細については下記「お問い合わせ先」へご確認下さい。



河川敷 Q&A

Q. 雑草(毒草)が生えていないか心配です、どうしたらいいですか？

【生えている可能性がある草【例】】: イチビ(多量摂取⇒牛乳に異臭)、ヨウシャヤマゴボウ(フイトラカキシン、フイトラキネン: 流産・下痢嘔吐など中毒症状)、ワルナスビ(ソラニン: 場合により中毒死)

A. 動物衛生研究所ホームページ「写真で見る家畜の有毒植物と中毒」

(<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/poisoning/plants/index.html>) を参考に河川敷の草を調べてください。また、お近くの畜産関係機関や団体とご相談下さい。

お問い合わせ先

本件についてのお問い合わせは、お住まいの地域の下記まで
刈り取りから提供まで : 国土交通省地方整備局、河川関係の事務所又は出張所へ
(北海道は北海道開発局、各開発建設部、事務所へ)
酪農環境負荷軽減支援事業 : 九州農政局、各県にある農政事務所へ

(社)中央畜産会のHPにも刈草提供の情報が 있습니다 <http://jlia.lin.gr.jp/river/>